

## 米・豪向けデジタルプロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が発注する米・豪向けデジタルプロモーションプロモーション業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 委託業務名

米・豪向けデジタルプロモーション業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 業務の趣旨

山梨県では、上質な地域資源をPRすることでやまなしブランド全体の価値を高め、それが更に地域資源のブランド価値を向上させるという好循環の構築を図ることとしている。

当デジタルプロモーションでは、誘客ターゲットをアメリカ（米国）、オーストラリア（豪州）の富裕層と位置づけ、本県の豊富な文化資源、豊かな自然資源、美味しく健康的な食といった本県の上質な魅力を発信することで来県意欲の向上を図る。

### 4 プロモーションのターゲット

米国・豪州の現地に在住する資産総額10万ドル以上の富裕層

### 5 業務内容

#### ① PR動画の制作・発信

##### (1) コンセプト

Transformative Travel Yamanashi（山梨で人生が変わる旅をしよう）

##### (2) 動画時間

1分及び短縮版（30秒程度）

##### (3) 字幕・ナレーション

英語（アメリカ英語）

※ネイティブによるチェックを行い、わかりやすい表現を用いること

#### (4)規格

- ア アスペクト比 16：9
- イ 解像度 Full HD (1920 x 1080) 以上 (映像については4 K以上)
- ウ 編集確認 2回以上

#### (5)PR 動画の内容

誘客ターゲットの趣味・趣向を踏まえた上で、次のア～エの資源それぞれに特化した動画を6本(短縮版合わせ計12本)制作すること。

なお、動画1本に対しPRするコンテンツは各カテゴリーから原則1つとすること。※関連性の高いコンテンツの場合はこの限りではない(例：SUPとカヌー、果物狩りとワインなど)。

- ア **アクティビティ**：自然に触れて生命を感じる旅 (2本)  
例) 富士山麓朝ヨガ、溪流釣り、ゴルフ、SUP、カヌー、トレッキング、温泉など
- イ **文化**：文化に触れて自分と向き合う旅 (1本)  
例) 寺社仏閣(座禅、写経体験)、笹子追分人形、茶道、華道、美術館、縄文文化など
- ウ **食**：食を通じた人との交流 (1本)  
例) 農業体験(畑体験、果物狩り)、ほうとう作り体験、アニマルウェルフェア、ワインなど
- エ **産業**：産業を通じて歴史を学び新しい知見を得る旅 (2本)  
例) ジュエリー制作体験、甲州印伝、篆刻体験、和紙など

#### (6)PR 動画の発信(配信先の確保)

制作した6本全てのPR動画について、誘客ターゲットの特性を踏まえた配信先を米国、豪州それぞれ1つ以上提案すること。

例) 富裕層向けサイト、インフルエンサーSNS、現地ケーブルテレビなど  
※制作した全てのPR動画は山梨県公式Youtubeチャンネル「山梨チャンネル」で配信予定

#### (7)納品方法

MP-4形式データをDVD-Rに格納し提出

(8)納品期日

令和5年1月31日

(9)効果測定

提案時に目標設定を行い、実績を報告すること。

(10)その他

- ・県による加工や外部への提供（動画配信サイト等）が可能であること
- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（報償費、交通費、宿泊、車両、通訳委託費、各種データ作成費等）は委託金額に含めること。

②特定媒体とのタイアップデジタルプロモーション

(1)コンセプト

Transformative Travel Yamanashi（山梨で人生が変わる旅をしよう）

(2)内容

ア 米国

- ・「Expedia」「Trip adviser」とのタイアップスキームを構築し、本県のアクティビティ、文化、食、産業に特化したランディングページ又はキャンペーンページの作成及び当該ページから宿泊予約及び①で制作したPR動画への誘導等を行う。

※上記媒体に限らず、より効果的な媒体を提案することも可

イ 豪州

- ・カンタス航空のWeb雑誌「Travel Insider」とのタイアップスキームを構築し、本県のアクティビティ、文化、食、産業に特化したランディングページ又はキャンペーンページの作成及び当該ページからフライト予約及び①で制作したPR動画への誘導等を行う。

※上記媒体に限らず、より効果的な媒体を提案することも可

(3)効果測定

提案時に目標設定を行い、実績を報告すること。

(4)その他

- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（報償費、交通費、宿泊、車両、通訳委託費、各種データ作成費等）は委託金額に含めること。

## 6 成果物

### (1)報告書の提出

- ア 報告書（A4 縦、横書き）
- イ その他県が指定するもの（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

### (2)納品方法

- ア 紙媒体（カラー版） 1部
- イ 電子媒体（ファイル形式：PDF）をDVD-Rに格納 1部

### (3)納期

令和5年3月31日

### (4)事業成果の帰属

本業務により作成された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

## 7 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県観光文化部観光振興課（山梨県庁別館2階）

## 8 留意事項

### (1)個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(2)一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

(3)会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他

(1)乙は、甲と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

(2)本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

(3)本仕様内容の遂行に必要な機材、人員については、乙が手配すること。